

# 税務解説即答 3問

## 1 法人版事業承継税制の適用について

**Q 法人版事業承継税制の適用を受けるケースとして、相続財産となるべき非上場株式の相続税評価額はどの程度の額を想定すべきでしょうか。**

**A** 法人版事業承継税制（以下「本税制」とする）とは、都道府県知事の認定を受けた非上場会社の後継者である相続人が、被相続人から非上場株式を相続等により取得をし、その会社を経営していく場合には、一定要件を満たし続けることにより、後継者が納付すべき相続税・贈与税のうち、非上場株式に係る課税価格に対応する相続税・贈与税の納税が猶予され、その後継者が死亡した場合等には、猶予税額の全部又は一部が免除される制度である。

本税制は、相続税だけでなく贈与税についても納税猶予・免除の適用を受けることができる。後継者が非上場株式について贈与税の納税猶予を受けた後、贈与者が死亡すると贈与税が免除されるとともに、贈与税が免除された非上場株式に相続税が課税されるが、その相続税も一定の手続を行うことにより納税猶予・免除が継続する仕組みになっている。

そのため、将来的な相続を見据え贈与税の猶予の適用を受けることから適用開始するケースが一般的である。

非上場株式の相続税評価額について、右上の表は令和2年分に本税制の適用を受けたケースであるが、猶予された贈与税額の平均は1億円弱である（令和元年分は約5,600万円である）。

贈与税の平均猶予税額から、非上場株式の相続税評価額の推計数値を算定すると約1億9千万円になる。

下表の申告件数を基にすれば、後継者が取得した非上場株式の相続税評価額は平均で約1億9千万円であることから（令和元年分は平均1億1千万円）、非上場株式の相続税評価額が1億から2億円前後であれば、本税制の適用を判断すべきことになろう。

贈与税（特例措置）	令和2年	令和元年
申告件数	758件	770件
猶予税額	746億円	432億円
平均猶予税額	約9,841万円	約5,610万円

## 2 上場株式等の配当所得等について異なる課税方式の選択の見直し

**Q 上場株式等の配当所得等は、納税者の選択により所得税と個人住民税で異なる課税方式により申告することができると理解していましたが、その異なる課税方式の選択が見直しされるのでしょうか。**

**A** 平成29年度税制改正において、上場株式等の配当所得等について、納税者が所得税で総合課税・個人住民税で申告不要を選択すると、市町村は納税者の意思等を勘案し、所得税と異なる課税方式により個人住民税を課税できることが明確化された。

具体的には、市町村に個人住民税の申告書と所得税の確定申告書の両方が提出された場合には、必ずしも所得税の確定申告書を優先して課税方式を決定するのではなく、これらの申告書に記載された事項等を勘案して決定することになった。

上場株式等の配当所得等について、所得税で総合課税・個人住民税で申告不要を選択するケースは、納税者が国民健康保険等の他の制度の負担の軽減を目的とする場合などに利用されている。

令和3年度税制改正では、個人住民税の申告手続の簡素化を目的として、個人住民税で上場株式等の配当等に係る所得の全部について源泉分離課税(申告不要)とする場合には、原則として、所得税の確定申告書の提出のみで個人住民税の申告手続が完結できるように、所得税の確定申告書における個人住民税に係る附記事項が追加され、令和3年分以後の所得税の確定申告書を令和4年1月1日以後に提出する場合について適用されている。

しかし、令和4年度税制改正では、上場株式等の配当所得等について、個人住民税の課税方式を所得税と一致させる見直しが行われた。

課税方式を一致させることとした理由として、自民党税制調査会資料では「金融所得課税は、所得税と個人住民税が一体として設計されてきたことなどを踏まえ、公平性の観点から、所得税と個人住民税の課税方式を一致させることとした」と説明している。

なお、上記の改正は、令和6年度分以後の個人住民税について適用される。

### 3 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存における宥恕措置の整備

**Q** 令和4年以降に行う電子取引は電子データの保存が必要になる予定であったところ、「やむを得ない事情」があれば、その取扱いが2年延期されるようですが、どのような事情があれば延期されるのでしょうか。

**A** 令和3年までは、電子データを印刷した書面をもって保存義務を履行可能であったが、令和3年度税制改正で電子帳簿保存法が見直しされ、令和4年以後は

電子取引については電子データの保存が必要になった。

しかし、大企業において令和3年中に、対応未完了の事業者が多数あり、中小企業においても制度の認知が十分に進んでいない状況にあった。

そのため、令和4年度税制改正では、令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に申告所得税及び法人税に係る保存義務者が行う電子取引につき、納税地等の所轄税務署長が電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存要件に従って保存をすることができなかつたことについて「やむを得ない事情」があると認め、かつ、保存義務者が質問検査権に基づく電磁的記録の出力書面の提示又は提出の求めに応じることができるようになっている場合には、その電磁的記録の保存をすることができることとする宥恕措置が講じられた。

なお、この宥恕措置の適用に当たって、保存義務者から所轄税務署長への手続は要しない。

上記の「やむを得ない事情」とは、電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存に係るシステム等や社内でのワークフローの整備未済等、保存要件に従って電磁的記録の保存を行うための準備を整えることが困難であることをいう。

また、「やむを得ない事情」に該当しない場合とは、令和6年以後に行う電子取引の取引情報についても保存要件に従って電子データの保存を行わないことを明らかにしている場合等が該当する。

つまり、令和6年以後は保存要件に従って電子データの保存を行う意向を有していれば「やむを得ない事情」があることになる。(K.N)